水に賛意を表明しておる。

斯くて労働立法に対して最初各団体は、意見が区々であった。此時本評議会政治部では、主として機関紙を通じて、先づ、労働立法に対する根本的立場を明らかにし、組合法は能く「労働組合の組織及活動の自由」を確認すべきものならざるべからずと主張し、政府の態度を監視すべき必要を力説した。

其の後、各ブルジョア政党、各資本家団体より猛烈な組合法案改悪運動起り、政府の態度も案の如く、待ってましたとばかり改悪に傾いた。

此頃から、各地の各団体間に於て政府案反対の気運漸く勃興した、其処で十月十四日の第八回中央常任委員会に於て、大阪地方評議会よりの申告もあり、先づ評議会の意志を明白に発表する事とし、労働法案を取巻く各政党各資本家団体の改悪意見を参酌して、左の如き標語を決定した。

一、基本的標語

「労働組合の組織及活動の自由」

二、反対標語

「法人格反対」

「組合賠償責任反対」

「地方長官の干渉反対」

「企業的差別の反対」

而各地に於て、先づ、各地毎に一切の友誼団体と協力して檄文撒布、演説会大会、示威運動等の方法を以て反対運動を起し進んで全国統一的反対運動の計画準備を為す様、指令を発した。

此の前後に、東京、大阪其他に於いて、悪法反対の為の、各団体の共同戦線が結成された。

其後関東地方評議会より、当面せる失業反対運動と併せて労働立法対策の全国委員会設置の提唱を各方面に於て為す様にと建議があった。之れを十月二十日に開催された第十回中央常任委員会は受理した。そして当時選挙運動中なりし無産政党組織準備会の第二次会議が、近く東京に開催される予定なりしを以て、その会議の前後に、協議する事が最も妥当と考へ、野田委員長は口頭を以て官業労働総同盟に懇談した所、官業は同意されたが、別項無産政党組織運動の報告の如く、第二次会議前後は、大混乱が生起した為、実現を見るに至らなかった。

然しながら第五十一議会開会と共に上程された政府案を見れば極端に改悪され、かつて社会局案に在りし如き、組合員の保護条項は骨抜きとなり、団体契約権の条項は削除され、加ふるに無数の反対条項付、一切無視されておた。

此處に於て、断然之に反対の気運は全国に昂まり、先づ大阪労働組合会議が